



# 児童の送迎時における安全確保の徹底について

令和4年度 指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導

札幌市障がい福祉課

## 送迎車両に児童を置き去りにした事件が再び起こらないために

令和4年9月、静岡県牧之原市の認定こども園において、送迎用バスに園児が約5時間置き去りにされ、死亡した痛ましい事故が起こりました。

このような事故が二度と起こらないようにするためには、日頃からどのようなことに気を付けていったらよいかをご紹介します。

## 令和4年9月に静岡県牧之原市で起こった死亡事故

静岡県牧之原市の認定こども園において、送迎用バスに、園児が心肺停止状態で発見され、その後、病院で死亡が確認されました。

### 事故が起こった経緯

- 8:00 18人乗りの中型バスに運転手、乗務員が乗車し園を出発。運転手は普段の職員ではなかった（当日の運転は園長が行った）。
- 8:48 本児を含め6名の園児を乗せたバスが園に到着。乗務員は荷物を持ちながら、小さい子から降りた。他の子には自分で降りてくるように声をかけながら門を開け園内に入った。その際、本児が降りたのか確認していなかった。運転手は園児が全員降りたかどうか確認しなかった。クラス担当者は欠席等の連絡なく登園していない園児の所在確認をしなかった。
- 14:10頃 降園のため、バスを開錠すると、運転手と乗務員（登園時とは別の職員）が倒れている本児を発見。警察に連絡、救急車を要請
- 14:30頃 救急車到着。肺蘇生法等を実施し、病院へ搬送

## 事故が起こった原因として考えられること

- ❑ 園児が下車した時に、園児が全員降りたかどうか、職員が車内を確認しなかった。
- ❑ バスに乗車した園児と園児の出席確認票を突合しなかった。事故が起きた日は、職員が園児の送迎を確認するQRコードをまとめて読み込みをしていたので、バスに置き去りになった園児は登園扱いになっていた。
- ❑ 園児の登園を確認するチェック機能が働いていなかった。
- ❑ 登園予定の園児がクラスにいないのにも関わらず、保護者へ問い合わせをしなかった。
- ❑ 普段の職員以外の職員（園長）が送迎をしていた。

## 児童の降ろし忘れによる事故を発生させないために

事故が起こった原因を踏まえ、降ろし忘れによる事故を発生させないためには、日頃から以下のことを実践するとよいでしょう。

1. 運転手への注意喚起。運転席の目立つ場所に「降車時に後部座席の点検を忘れずに」といったシールを貼っておく。
2. 児童の乗降車の際に点呼などの方法で確認を行い、送迎の記録をつける。
3. 降車時、駐車時などに車内の点検を行い、児童が座席の下にもぐりこんでいないかなど確認をする。
4. 児童の出席確認は、児童を確認しつつ、送迎予定と突合して行う。
5. 運転席からも後部座席を確認できるように車内の天井にミラーを設置するなどの工夫を行う。
6. 誰が送迎を行っても、日頃から上記のチェックができるようにマニュアルの整備と従業者への周知を徹底する。

## 児童を自動車に乗車させて移動を行う場合は所在確認が義務付けられます。

児童の通園や事業所外活動等のために自動車を運行する場合、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認すること

### ■ 義務付けの対象施設（障がい福祉関係のみ）

指定障害児入所施設

指定障害児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

### ■ 施行期日

令和5年4月1日

※上記の対象施設のほか、札幌市移動支援事業等において児童を乗用車に乗車させて移動する場合にも所在確認を行ってください。

参考：令和4年12月28日付厚生労働省通知「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」

# 児童発達支援と放課後等デイサービスは車内に安全措置の装備が義務付けられます

通園用の自動車を運行する場合は、（国土交通省のガイドラインに適合する）安全装置を用いて、降車時に児童の自動車の乗降車の際に点呼等の方法により児童の所在確認をすること。

## ■ 義務付けの対象施設（障がい福祉関係のみ）

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）、放課後等デイサービス事業所

## ■ 施行期日

令和5年4月1日

▶ 令和5年4月1日まで安全装置の装備を乗用車に付けることが困難な場合は、令和6年3月31日までは、見落としを防止する代替措置（次ページ参照）を講じる。

## ■ 義務付けの車両

通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除くすべての自動車（座席には車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースも含む）

## 経過措置期間中（令和6年3月31日まで）の安全装置設置が困難な場合の代替措置

- 運転席に確認を促すチェックシートを備えつけるとともに、車体後方に児童の所在確認を行ったことを記録する書面を備える。（右に例示した内容のチェックシートを運転席付近に備え付ける。）
- 児童が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることのないようにする。

### 送迎チェックシート

○月○日（ ）：登園 / 降園

- 乗車する子どもの数を数えた。（ 人）
- 車から降りた子どもの数を数えて、全員が降りたことを確認した。（ 人）
- 連絡のない子どもの欠席について、児童発達支援管理責任者に引継ぎをした。
- 運転手はバスを離れる前に車内に子供が残っていないことを確認した。

運転手氏名：

同乗職員氏名：

上記報告を受けた職員氏名：

## 事業所の安全管理の体制チェックシート

児童の送迎における安全確保のためには、全職員が共通の認識を持たなければなりません。送迎業務をしたときには、必ず児童の降車の確認をするという行為を習慣付けておく必要があります。そのため、管理者が率先して、児童の安全管理を徹底する体制づくりを行う必要があります。

(安全管理の体制づくり)

- 送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアル等を作成している。
- 出欠確認を行う時間、記録や共有方法等のルールを定めている。
- 運転手の他に職員が同乗する体制を作っている。(運転手の他同乗者がいる2人体制の送迎が望ましい。)
- 定期的に研修等を実施している。
- マニュアル等について全職員に周知・徹底している。
- マニュアル等を送迎用バス内、または全職員が分かる場所に設置している。

※送迎を行う運転手以外の職員も研修に参加させ、マニュアルなども全従業者に周知してください。

## 事業所の安全管理の体制チェックシート

- ヒヤリ・ハットを共有する体制を作っている。
- 送迎用バスの運行を外部業者に委託している場合は、園で運行する場合と同様の安全管理体制を敷いているか確認している。  
(保護者との連絡体制の確保)
- 保護者に、欠席等の理由により送迎用バスを利用しない場合の園への連絡の時間や方法等のルールを伝えている。
- 事業所の送迎用バスのマニュアルを保護者と共有している。  
※事業所の取組を保護者に伝え、日頃から理解・協力を得ることが大切です。  
(管理者の責務)
- 管理者は現場の責任者として、高い意識を持って、児童の命を守るための安全管理に取り組んでいる。
- 管理者は、職員相互の協力体制を築き、職員とともに安全管理に取り組んでいる。

## 児童の送迎に関する実践参考例

- 送迎から戻って来た車両を管理者を含む従業者が複数で確認を行っていた。
- 利用児童の自宅付近の駐停車場所の注意事項などを詳細にまとめて職員間の引継ぎを行っている。
- 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者などの把握をしやすいように、車内の座席の位置を記載した送迎の記録を整備している。
- 車内に近隣の避難先が記載している紙を保管しておき、送迎時に災害が起こった場合の避難先を確認できるようにしていた。
- 支援開始、支援終了時に職員が行うことを1枚のフロー図にまとめておき、チェックができるようにしている。
- 確認・消毒の「時間」を記録するようにし、確認漏れがないようにした。
- 送迎のマニュアルを整備し、保護者にも送付を行うなどして情報共有を行った。
- 職員による車両の点検後に、外から見える位置に「点検済」の札を掛けている。
- 送迎の終了時に職員が車内の掃き掃除を行うことで降ろし忘れを確認していた。
- ヒヤリ・ハット事例があった場合は経緯をまとめ、職員間で対応を検討した。
- 送迎車両でなにかあったらクラクションを押すようにピクトグラムを車内に掲示している。

※当該実践参考例は、本市が行った実地指導での好事例のほか、こどものバス送迎・安全徹底マニュアルを参考にしています。